

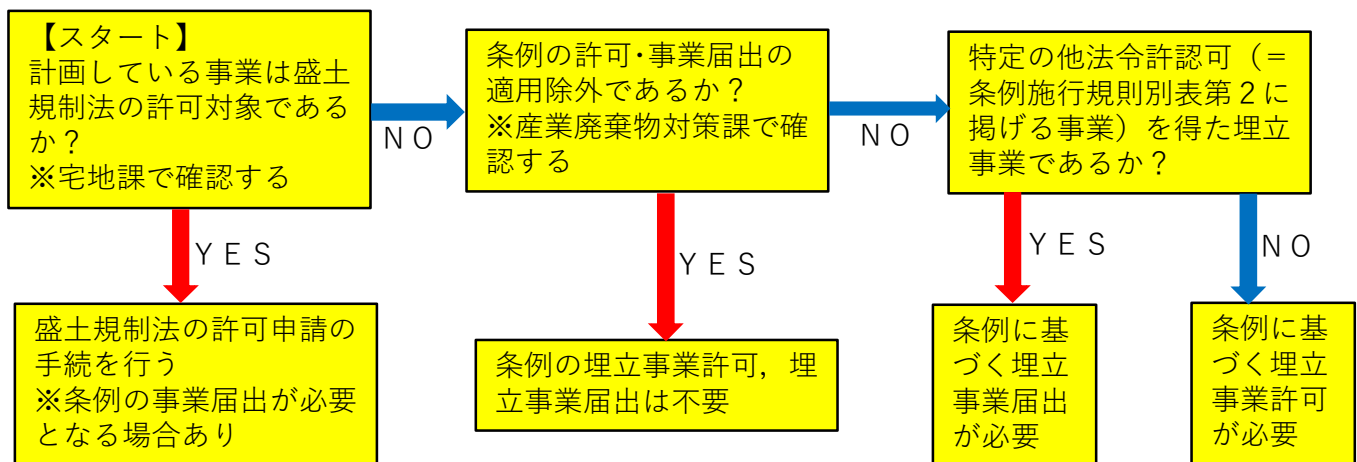


令和7年5月26日から “柏市土砂等埋立て等規制条例”が変わります

1. “柏市土砂等埋立て等規制条例”の許可対象が大きく変わります

令和7年5月26日に、柏市内全域において、「宅地造成及び特定盛土等規制法（通称：盛土規制法）」の宅地造成等工事規制区域指定による規制が始まります。それに伴い、**柏市土砂等埋立て等規制条例**（以下「条例」という。）の許可対象が、これまでの「**面積300㎡以上の埋立て等（＝埋立て、盛土、一時堆積。以下同じ。）**」から、基本的に、「**面積300㎡以上500㎡以下かつ盛土高さが2m以下の埋立て等**」のみになります（例外あり）。

※ 盛土規制法の許可対象であれば、条例の許可対象外であるため、まずは、盛土規制法の所管部署である**宅地課**に盛土規制法の許可対象であるか否かをご確認ください。



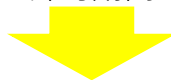
2. 一時堆積事業の当初の許可期間及び許可期間を変更する場合の基準等が変わります

令和5年5月26日に、資源有効利用促進法の省令改正と連携し、ストックヤード（＝再び搬出することを目的に、外部から搬入された土砂を一時的に堆積する場所）に搬入された**建設発生土の適正処理及びリサイクルを促進するため**、適正処理の観点で一定の要件を満たすストックヤード運営事業者を国に登録する制度（＝**ストックヤード運営事業者登録制度**）が施行されました。

条例においても、**建設発生土が適正に利用・処分されるよう**、より柔軟な対応を図るため、**条例の一部改正を以下のとおり行います。**

（1）一時堆積事業の当初の許可期間及び許可期間を変更する場合の基準

現行：当初の許可期間は**3年以内**、当初の許可期間の上限（3年）を超える期間への**変更は不可**



変更後：当初の許可期間は**5年以内**、当初の許可期間の上限（5年）を超える期間へ変更をする場合は、延伸する期間が**5年以内かつ「国のストックヤード運営事業者登録制度の所在地として登録があること」**を条件に変更が可能

（2）一時堆積事業の許可申請の記載内容（国のストックヤード運営事業者登録制度の運用にそぐわない部分の削除）

現行：「**1年ごとの土砂等の搬入・搬出の予定量**」の記載有り⇒**変更後：**記載は**不要**

現行：「**発生場所ごとに土砂等の区分を講じる措置**」の記載有り⇒**変更後：**記載は**不要**

3. 埋立事業届出書の添付書類が一部不要となります

埋立事業届出に該当する埋立事業（＝法令等に基づく許認可等を要する行為（当該行為について当該法令等により土砂等の崩落、飛散又は流出による災害の発生を防止するために必要な措置が講じられているものとして条例施行規則別表第2で定めるもの。）に係る埋立事業）は、構造上の基準を当該法令等に基づく許認可の基準により、届出書としては、**事業者の存在を確認する書類、埋立事業場の区域の位置・地主を確認する書類、土砂等の堆積構造の安定計算書、擁壁の構造を確認する書類、現場責任者の存在を確認する書類の提出が不要**となります。

<届出書の添付が不要となるもの>

- (1) 埋立事業者の住民票の写し又は法人登記事項証明書等
- (2) 埋立事業場の区域の登記事項証明書及び公図の写し
- (3) 土質試験等に基づく土砂等の堆積の構造の安定計算書
- (4) 擁壁を設置する場合の当該擁壁の断面図及び背面図
- (5) コンクリート造の擁壁を設置する場合の構造計算書等
- (6) 現場責任者の住民票の写し



4. 埋立事業の施工中の規定が変わります

上記1～3の他、**埋立事業の施工中の現場について**、現場の実情等をふまえて、**現行より合理的に、簡素化するために**、条例・条例施行規則の**規定を変更します**。

(1) 関係書類及び図面等を備え置き場所、地域住民等への関係書類等の閲覧場所

埋立事業の施工中の現場における、当該埋立事業の関係書類及び図面等を備え置き場所、地域住民等への関係書類等の閲覧場所については、

現行：埋立て等の土砂堆積面積が**3,000㎡以上の場合…現場事務所**

埋立て等の土砂堆積面積が**3,000㎡未満の場合…市長が指定する場所** から、

変更後：埋立て等の土砂堆積面積に関わらず、**一律に「埋立事業場の区域」**となります。

(2) 現場管理者の廃止及び現場責任者への変更

埋立事業の施工中の現場における、当該埋立事業の現場の責任者について、

現行：埋立て等の土砂堆積面積が**3,000㎡以上の場合…現場責任者を置くこと**

埋立て等の土砂堆積面積が**3,000㎡未満の場合…現場管理者を置くこと** から、

変更後：埋立て等の土砂堆積面積に関わらず、**一律に「現場責任者を置くこと」**となります。

(3) 現場責任者を置く場所

埋立事業の施工中の現場における、当該埋立事業の現場責任者を置く場所について、

現行：埋立て等の土砂堆積面積が**3,000㎡以上の場合…現場事務所**

埋立て等の土砂堆積面積が**3,000㎡未満の場合…規定無し** から、

変更後：埋立て等の土砂堆積面積が**3,000㎡以上の場合…埋立事業場の区域**

埋立て等の土砂堆積面積が**3,000㎡未満の場合…規定無し** となります。

(4) 現場事務所の設置

埋立事業の施工中の現場における、当該埋立事業の現場事務所の設置について、

現行：埋立て等の土砂堆積面積が**3,000㎡以上の場合…設置義務有り**

埋立て等の土砂堆積面積が**3,000㎡未満の場合…設置義務無し** から、

変更後：埋立て等の土砂堆積面積に関わらず、**一律に「設置義務無し」**となります。

<お問い合わせ先>

柏市 環境部 産業廃棄物対策課（柏市土砂等埋立て等規制条例に関すること）

〒277-0005 千葉県柏市柏5丁目10番1号（柏市役所本庁舎 4階）

TEL：04-7167-1696（直通番号）

柏市 都市部 宅地課（宅地造成及び特定盛土等規制法に関すること）

〒277-0005 千葉県柏市柏255-1（柏市役所分庁舎2 2階）

TEL：04-7167-1146（直通番号）